

第147回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) ペイジー口座振替受付サービスにかかる運用・保守業務委託について</p> <p>(2) 災害時要援護者名簿の提供に係る同意確認に関する業務委託について</p> <p>(3) 横浜市自立生活安定化支援事業の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)</p> <p>(4) 健康とくらしの調査について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む) (個人情報ファイル簿変更届出書を含む)</p> <p>(5) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(6) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(7) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(8) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 ア 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業仮設店舗管理事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 青葉区版情報伝達システムの運用開始</p> <p>(3) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 ア 夏休みボランティア体験講座「はあとdeボランティア」・小学校5、6年生向けプレコース イ 子育て支援員研修事業の事務</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（18件）</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（9件）</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 平成28年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成28年7月23日～平成28年9月23日）</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成28年9月28日（水）14時00分～17時30分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル 5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>小嶋委員、加島委員、清野委員、中村委員、新田委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>花村会長、芦澤委員、土井委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>一部非公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(8)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】 (事務局) それでは、ただいまから、第147回横浜市個人情報保護審議会の</p>

ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。

本日は、花村会長、芦澤委員、土井委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、6名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長職務代理者の小嶋委員、よろしくをお願いいたします。

1 会議録の承認

(小嶋会長職務代理者) ただいまから、審議会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、第146回の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】 ペイジー口座振替受付サービスにかかる運用・保守業務委託について

(小嶋会長職務代理者) それでは審議事項の審議に入ります。

まず最初に案件1「ペイジー口座振替受付サービスにかかる運用・保守業務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(加島委員) ペイジーは横浜市ではほかにも使っているのですか。

(所管課) 口座振替の受付については今回が初めてです。

(加島委員) 今後拡大をしていくのですか。

(所管課) 私どもの運用によっては、ほかの債権も検討するかもしれません。パソコンを使ってのやり取りによるペイジーの収納については、市税のほうですでに導入されていると聞いています。

(加島委員) そうですか。自宅でも納付できるということですか。

(所管課) そうですね。

(加島委員) それで何か事故等は発生していますか。

(所管課) 特には聞いていません。

(小嶋会長職務代理者) これは一定の金額以下が対象になるわけですか。

(所管課) 金額については、特に制限はありません。口座振替の登録までの処理であり、請求は従来どおりMT（口座振替磁気ファイルによる口

座振替払) でやり取りすることになります。請求を含んだ処理ではありません。あくまで口座振替の登録までです。

(小嶋会長職務代理者) 通常の紙ベースでコンビニや銀行のキャッシュカードで支払をする場合、一定の額以上はできません。口座振替の場合はそのようなことはないのでしょうか。

(所管課) 国民健康保険料等の保険料については、キャッシュカードでの直の支払はありません。コンビニの場合、コンビニ用の納付書を使ってレジで現金支払はできますが、キャッシュカードやクレジットカードでの取扱いは今のところやっていません。

(小嶋会長職務代理者) そうですか。

(清野委員) 事務全体の概要の中に「対象債権」という欄に、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び税と記載があります。この税の括弧の中に、市県民税、都市計画税、固定資産税が入っています。対象債権に市県民税や固定資産税が入っている意味がよく分かりません。今話しているのは、健康福祉局ですよ。

(所管課) 市税は財政局の所管になります。国民健康保険料が一番数が多いので、健康福祉局が代表して説明しています。

(清野委員) その説明がなかったのも、なぜそこに税があるのかよく分かりませんでした。

(所管課) 失礼しました。

(事務局) 対象債権のところ、「固定資産税」が2回出てきているので、二つ目の固定資産税という記載を削除します。

(清野委員) 国民健康保険料より少ないのは分かりますが、市・県民税、固定資産税・都市計画税の税に関して想定される件数が3,000件ですね。市民感覚からすると極度に想定が少ない感じもしました。何か意味がありますか。

(所管課) 特別徴収で天引きされている市民が多くいます。実際の口座振替数は保険料ほど多くないと思います。また、市・県民税は4期払いなので、1回の金額が比較的大きいです。国民健康保険料は口座振替について50%程度利用されていますが、税のほうは20パーセント台と聞いています。そのため、税は少しでも口座振替を増やしたいということで、今回の事業をやりたいということだと思います。税は対象者数自体は多いのですが、特別徴収の人が多く、1期当たりの金額も大きいので、なかなか口座振替になりにくいというのが主な理由かと推測しています。

(加島委員) この口座振替登録は新規分からですか。今まで口座振替をやっている人については、手続は必要ないということですか。

(所管課) そのまま継続です。

(糠塚委員) 対象金融機関が限定的に挙げられていますが、これ以外には考えられないという意味ですか。

(所管課) 考えられないということではないですが、今現在、私どもとの調整でやってもらえるところが、ここで挙げている対象金融機関です。今後の調整によっては、増やしていく可能性はあります。

(小嶋会長職務代理者) クレピコセンターにデータが残る恐れがあります。

それについてはどうでしょうか。

(所管課) 委託先個人情報保護体制の「電算処理を行う場合の個人情報保護対策」に記載をしていますが、サーバーのほうに残り続けることはありません。委託業者のほうできちんと個人情報の管理は徹底していきます。

(小嶋会長職務代理者) 個人情報の廃棄方法の欄に「自動消去されます」と書いてあります。これはどのデータが自動消去され、どのデータが永久保存される恐れがないデータなのでしょう。

(所管課) 基本的にクレピコセンターで永久にデータを持つことはないです。少なくともこのデータは、金融機関に登録されると完結するものです。したがって、クレピコセンターではログ保存期間以上に何かデータを取っておくことは一切ありません。何の情報を残して、何を消すということよりも、今回ページ口座振替で扱うデータについてはすべからく、ログ保存期間を過ぎたものは一切取っておきません。

(小嶋会長職務代理者) 3か月を過ぎたものは消去するということですね。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) それから、各区役所窓口に端末があります。その端末で次の対象者のデータを読み取ったときに、前のデータは削除されるわけですか。

(所管課) はい、1件だけ消去されます。

(小嶋会長職務代理者) 事務の委託内容に記載がありますが、業務終了後に、残った最後の1件のデータは削除されるとあります。どの部署の誰が削除するかは決まっているのでしょうか。

(所管課) 誰が削除するのは各区の運用になります。区のほうで業務終了後に計算処理を行うように徹底はしています。端末を起動するときにはパスワードが要求されるので、恐らくそのパスワードを管理している者になります。

(小嶋会長職務代理者) それは徹底してください。

(中村委員) 窓口の専用端末で暗証番号を打ち込むことになりますね。

(所管課) はい。

(中村委員) よく金融機関でキャッシュディスペンサーを使うときに、暗証番号を見られることが問題になります。その対策はどうでしょうか。

(所管課) 今回、各区に配付した端末には、手元を隠すように「かざし」を付けています。実際、キャッシュカードをスキャンし、パスワードを入力するときには、対面の職員はもちろん横にいる人にも手元が見えないように、全区全端末に施した上で運用します。

(小嶋会長職務代理者) それでは、ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは、承認といたします。

(2) 【案件 2】災害時要援護者名簿の提供に係る同意確認に関する業務委託について

(小嶋会長職務代理者) 次に案件 2 「災害時要援護者名簿の提供に係る同意確認に関する業務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまご説明のありました案件 2 につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 要援護者に通知を出したあとの回収率はどうでしょうか。

(所管課) 地区によって若干差があります。こちらで把握している限りでは、同意方式で同意するのは 3～5 割、情報共有方式で拒否するのは 1 割から 2 割です。そのため、同意方式では 3～5 割、情報共有方式では 8 割から 9 割の人の情報が地域に行きます。

(小嶋会長職務代理者) どちらの方式を取っている自治会が多いですか。

(所管課) 現状では同意方式のほうが多いです。横浜市全体で単位自治会町内会が 2,869 あります。そのうち同意方式が 691、情報共有方式が 270 です。

(加島委員) 手挙げ方式はどうですか。

(所管課) 手挙げ方式は 1,225 です。全く実施していない地区もあることになります。

(新田委員) この間、町内会で民生委員が全部調べて作りました。区役所から来たデータはあまりあてにならず、民生委員が自分たちで歩くのが一番正確なものが出るという話でした。今、それだけの数、手挙げ方式を採用しているというのは、区役所では把握できないところがあるからではないかと思えます。

(所管課) もともと横浜市では、同意方式を平成 19 年から、情報共有方式を平成 25 年からそれぞれ行っています。手挙げ方式はそれ以前からずっと行っています。そのため、自治会町内会で昔から活動しているところは、手挙げ方式を実施している地区が多いです。

(小嶋会長職務代理者) 本日配付されたお知らせ資料の見本を見ると、同意方式についてはかなり詳しく説明があり、個人情報の取扱いについても説明が十分なされていると思えます。一方、情報共有方式については、個人情報に関する説明がないのでしょうか。

(所管課) 配付した資料は港北区のサンプルです。港北区はほぼ同意方式だけでやっています。これは港北区版ということで、同意方式前提の本人へのお知らせ資料になっています。

(小嶋会長職務代理者) そうしますと、情報共有方式については、この見本にはないですか。

(所管課) そうですね。ただ、どちらも内容はほぼ同じです。エッセンスとしては同じ情報を入れて、情報共有方式も実施しています。

(小嶋会長職務代理者) 情報共有方式についても、やはり個人情報保護に関する説明は入れたほうがいいです。それを徹底してもらいたいと思いま

す。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) 回答書は区に返送されるわけですね。

(所管課) はい、そうです。

(小嶋会長職務代理者) 受託者がこれに関与しているということは、対象者は別に知らなくてもいいということになっていますか。

(所管課) はい、そうなります。

(小嶋会長職務代理者) 災害時要援護者リストに反映する際、個人基本番号と突合せするという記載がありますが、個人基本番号についてもう一度説明してください。

(所管課) 個人基本番号というのは、処理する上でシステム独自で管理している番号になります。いわゆるマイナンバー等とは全く別です。

(小嶋会長職務代理者) いわゆる整理番号みたいなものですか。

(所管課) そうです。

(小嶋会長職務代理者) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは、承認といたします。

(3) 【案件3】横浜市自立生活安定化支援事業の委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(小嶋会長職務代理者) 次に案件3「横浜市自立生活安定化支援事業の委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(糠塚委員) 寿地区という一つの小さなエリアを限定して施策をするわけですが、快適な住まいに住めない状況に置かれている人たちは、横浜市ではこの地区だけに限られるのですか。他の地区にはいないのですか。

(所管課) 寿地区は、昭和30年代から40年代には日雇労働者が多く住んでいました。その後、だんだん日雇労働者だけではなく、ほかに住まいを確保できない人がやむを得ず住居設定するということで、単身高齢者が集まってきています。この地区には簡易宿泊所が非常に密集しています。広さで言うと縦横200~300メートルくらいの、0.06平方キロメートルの狭いエリアです。同じような地区である東京都の山谷や大阪府のあいりん地区と比べると、大分コンパクトで狭いエリアになります。そこに現在、124軒の簡易宿泊所があり、年に1回、横浜市で簡易宿泊所に住んでいる人数を調査しています。昨年11月の調査では6,150人が住み、高齢化率は本市の高齢化率の約2倍となる約54パーセントです。横浜市の中にはこのような地域はないです。似たような状況は、郊外区にあるような公営住宅で単身高齢者が住んでいる地域はあると思いますが、簡

易宿泊所が密集した地域はほかにありません。

(糠塚委員) 本人の属性による設定ではなく、地区による設定をしているわけですが、例えばその地区には住んでいないけれども、貧困ビジネスに引っかかってそこから抜け切れない人たちへの手当にはならない気がします。地区的な設定によってたくさんの人を把握できるメリットはありますが、そこからこぼれた人たちへの手当は考えていますか。

(所管課) 生活困窮している人たちには、失業していたり、年を取って働けなかったり、年金額が少ないなどの事情があり、多くの場合は生活保護の適用を受けています。中には生活保護を受けずに、少ない年金だけで暮らしている人や、少ないパート収入等の就労収入だけで暮らしている人もいますが、多くの場合、生活に困っていれば区役所に相談に行っ、生活保護の適用を受けていると思います。そのような場合には必ず、区のケースワーカーや区職員が定期的に訪問したり、本人の健康状態や収入状況を確認します。もし貧困ビジネス等により非常に劣悪な住環境に住んでいることが把握できるのであれば、生活保護業務の中で、やはり転居支援や転居指導をします。個々の事例に応じて、区のほうから転居を勧めることは行っていると思います。

(加島委員) この事業は2つの事業を統合しますよね。健康福祉局が行っている「転居支援員による転居支援事業」と中区が行っている「アパート転居移行支援事業」については委託していなかったのでしょうか。

(所管課) 一部、委託をしている部分もありました。具体的な転居支援をするのは、区のほうで非常勤職員を雇用して直接支援を行います。今回の事業でも行うのですが、3か月程度実際に一般の地域の住宅に住んで、日常生活を体験する体験アパートの事業については、中区で委託事業として実施していました。そちらの部分だけは委託事業で、中区では二つ組み合わせて実施していました。

(加島委員) 今回の事業のように、全ては委託はしていなかったということですか。

(所管課) そうですね。

(加島委員) 三者面談をする際、利用者からは、受託者が同席しているということは分かるのでしょうか。

(所管課) 受託者がどういう役割なのか、きちんと表示するようにします。

(加島委員) 利用者には「今度、この受託者の誰々があなたの世話をする」と話をするわけですか。

(所管課) そうなります。

(加島委員) 受託者は、紙情報もデータも全て外へ出さない約束になっているわけですか。

(所管課) 出しません。

(加島委員) ただ、紹介したアパートに行ったときに、アパートの大家にはその人の情報は伝えるのですか。

(所管課) 個人情報につながる話はあまりできないので、「このような単身の人で、何歳ぐらいで、どういう病院に通っている人がいる」という話でまずは物件を探すと思います。いよいよ契約までいきそうなときには、

本人に同行して不動産店に行き、本人から色々と説明してもらうことになると思います。

(加島委員) 保証の肩代わりは受託者がやるのでしょうか。

(所管課) 全件ではありませんが、緊急連絡先がほかに全くないような非常に困難な人については、受託者が、保証人というよりは緊急連絡先となって別の民間の保証会社と契約します。緊急連絡先がないと保証契約できない事例が多いので、緊急連絡先がない方については、受託者が引き受けます。

(加島委員) アパート側や不動産会社に情報がいくこともありうるかと思いますが、受託者は個人情報の取扱いについてきちんとマニュアルは作っているのでしょうか。

(所管課) 本人がいないところで具体的な個人情報のやり取りは考えていません。物件が見つかったところではじめて、本人に話をして、本人が了解しましたら、不動産会社に同行して、そこで具体的な条件を確認したりします。事前に個人情報を出すことは考えていません。

(加島委員) 「このような人がいる」ということは事前には話さず、本人が必ず同席するのですね。

(所管課) もちろんです。

(小嶋会長職務代理者) 大家側からすると、どのような人が入居するのか、個人情報をある程度知らないと、契約まで至らないかと思います。

(所管課) 具体的に契約するときには、当然、本人に不動産店に行ってもらい、本人から詳しい説明をしてもらいます。1回でということはないと思うので、何回か不動産店に足を運びます。その上で不動産店で本人から聞いた内容について家主に話して、貸してもいいか確認します。それで入居不可であれば、残念ながらその物件は借りられないので、また次の物件を探すことになると思います。

(小嶋会長職務代理者) 契約に至った場合でも、当然、大家側には守秘義務があります。今回のような特別な事情があることも、やはり受託者から伝えてもらうことが必要だと思います。

(所管課) はい。

(糠塚委員) この受託者の行う支援は最大6か月と書いてあります。支援が終了した後、生活保護を受給する人もいると思います。その場合、受給者と行政との関係は続くわけです。行政の側からはそれなりの支援があるということでしょうか。

(所管課) もちろん、転居後、まだ経済的な自立が困難であれば、当然、生活保護は継続します。就労自立ができた人は生活保護の必要がなくなり、一旦、受給がなくなることはあると思います。もし生活保護の受給が終了するのであれば、この事業もそこで一旦終了になります。

(糠塚委員) 単身の高齢者は、経済的に自立するのはなかなか想像しづらいところがあります。

(所管課) 高齢者の場合は自立が難しいので、転居した後もその住んでいる地域が同じ区であれば、引き続きその区が支援を実施します。もし転居先が違う区であれば、その区でまた手続した上で生活保護が継続され

ることになると思います。

(加島委員) 大家側からすると、生活保護を受給しているうちは安定しています。生活保護の人しかいないアパートもけっこうあります。そのような情報を受託者は持っているのでしょうか。

(所管課) そうですね。この受託者自体も宅建の免許等を持っています。

(加島委員) そことつないで、保証してくれるのですから、大家側としては空いているよりも入居させたい気持ちがあるのでしょうか。

(所管課) もちろん、そのような理解があって、物件が探しやすいところを求めていくと思います。

(新田委員) 町内会で問題になったのですが、生活保護を受けていてアパートに住んでいる人は、生活保護を受給していることを知られるのを非常に嫌がります。やはり大家側からなのか話が出てしまうのだと思います。情報が漏れてしまうと、本人はすごく混乱したりします。

それから最近、町内会で地域ケアプラザと組んで、倒れたりしたときにどこへ連絡するかが分かるように、「安心ホルダー」を無料で配布することになりました。そうしたら、生活保護者から「町内会費は払えないので、町内会には入れない。けれども、ホルダーが欲しい」と言われました。受託者には、町内会の事情などもきちんと話して、緊急時の対応についても説明をしてほしいです。それぞれの町内会でいろいろなことを決めるとは思いますが、そのような詳しいところまで説明してもらえればと思います。

(所管課) 分かりました。

(清野委員) 個人情報を取り扱う事務開始届出書の記録項目の箇所です。家庭生活の欄に、親族関係、家族状況、居住状況にはチェックが付いていますが、婚姻歴にはありません。婚姻歴は記載しないという意味でしょうか。婚姻歴は、実際収集してしまう可能性があるかと思います。あまり高齢ではなく、失業して間もない人に関しては、緊急連絡先として、配偶者などの話が出てしまうのではないかと思います。

(所管課) 積極的には聞かないということですが、本人と色々話している中で、「離婚歴がある」とか、「妻は別居している」という情報は出てくるかもしれません。ただし、あえてこちらからは聞きません。単身の人がほとんどです。

(清野委員) あえて聞かなくても、聞いてしまえば、それは収集してしまうことになります。逆にここにチェックが付いていないと、「聞いてはいけない」ということで、正確な情報が取れないことにもなりかねません。親族状況や家族状況からも分かると思いますが、婚姻歴という項目もあるので、どのようにすべきかは、事務局に聞いたほうがいいでしょうか。

(小嶋会長職務代理者) 収集することがあるのであれば、チェックするということがよろしいでしょうか。

(所管課) チェックを付けるということですね。

(事務局) 後ほど修正します。

(小嶋会長職務代理者) この事業は非常に機微にわたる個人情報を収集します。受託者の従業員はどのような人たちなのでしょうか。宅建の資格の

話がありましたが、やはり専門的な知識や技能を持つ人が当たるのが当然だと思いますが、横浜市ではその辺りの確認をしていますか。

(所管課) 個人情報管理体制に受託者の事業実績を記載しています。ホームレスの自立支援事業3件、生活保護受給者等に対する家計支援、転居支援、自立支援等を行っています。本市を含め、他都市でも福祉関連の業務を主に専門にやっている団体です。昨年、川崎市の日進町で、木造の簡易宿泊所の火災がありました。この火災を受け、川崎市でも「構造的に危険なので、転居させたほうがよい」ということで事業化をしました。昨年度及び今年度、この受託者が同様の事業を行っています。機微にわたる個人情報を取り扱う転居支援の実績は積んでいます。横浜市としても、この受託者は個人情報を丁寧に取り扱っていると考えています。

(小嶋会長職務代理者) この実績の「ホームレスの自立支援当」は、この漢字でよろしいでしょうか。

(所管課) これは誤字です。「当」ではなく「等」です。失礼しました。

(小嶋会長職務代理者) 最大6か月の支援をするということですが、支援が終わった対象者について、データは消去するのでしょうか。それとも、契約終了までずっと持っているのでしょうか。

(所管課) 個別の支援の内容によって、緊急連絡先を引き受ける場合があります。実際に転居が終わった後も、緊急連絡先としての対応は生じることがあります。基本的には、この委託事業が終了するまでは保存します。

(小嶋会長職務代理者) 6か月支援したあともデータは残るとのことですか。

(所管課) はい。

(加島委員) この受託者はNPOや法人ですか。

(所管課) 組合です。

(加島委員) 一般的な組合ですか。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) ほかにご質問がないようなので、案件3を承認することよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは、承認といたします。

(4) 【案件4】健康とくらしの調査について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(個人情報ファイル簿変更届出書を含む)

(小嶋会長職務代理者) 次に案件4「健康とくらしの調査について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います

再委託先について、個人情報取扱者の人数が、正社員6名、パート・アルバイト5名、在宅勤務者8名となっています。在宅勤務者とはどのような勤務者でしょうか。

(所管課) 基本的には、自宅で作業する人になります。

(小嶋会長職務代理者) 実際に行う作業は、ラベルを貼ることでしょうか。

(所管課) はい、ラベル貼りです。

(小嶋会長職務代理者) いわゆる内職的な感じになるのでしょうか。

(所管課) そうですね。

(小嶋会長職務代理者) 在宅勤務者の個人情報保護に関してはどのような対策を考えていますか。

(所管課) 再委託者に確認をしたところ、中味が見えない専用の箱で受け渡しをしているということです。また、作業者を登録者のみに限定して、家族の手伝いを禁止したり、受け渡しの際に受領書に数量を記入して確認を行い、途中でなくならないようにしています。

そのほか、在宅勤務者として登録する際に、作業内容や資材の保管、作業環境について説明し、個人情報保護の必要性や事故が起きた際のペナルティなどに対してテキストを配付して説明していると聞いています。

(小嶋会長職務代理者) その辺りの取扱いについて留意してもらいたいです。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 最終的に報告書の中身について市民へ情報提供されるとき、その情報提供はどこまでするのでしょうか。

(所管課) 前回調査のときは、主にこの結果は区役所の職員と地域包括支援センターの職員に報告しました。それをもとに区や地域包括支援センターの中で、例えば「この部分の情報は市民に提供して、一緒に介護予防に取り組んでもらいたい」というようなデータを一部抜粋しています。「この地域は転びやすい人が多い」、「坂道が多く、外出する人が少ない」という結果が出たので、外に出なければ駄目です」という健康教育に使ったりしています。調査結果をまるまる公表することは現在考えていません。

(糠塚委員) 例えば、個人情報がない形で地図上で見られるようにすることは考えていますか。

(所管課) 見られるようになります。ただ、この調査は全数調査ではなく、抽出した調査です。一般に公表して、それが全てだと思われてしまうと誤解を与える部分があるので、職員が見て使えると判断したものを使用していきます。

(糠塚委員) 横浜市は厚生労働省から補助金を受けて、共同研究をしています。ほかにも同じような研究をしているところがありますか。

(所管課) この調査は全国で37市町村が参加します。

(糠塚委員) 全国的に散らばり、それが集まると、かなり有益な情報になります。一般的にそれを使って研究したいという要望があった場合にどこまで基礎データの提供を行いますか。

(所管課) 一般市民に対してでしょうか。

(糠塚委員) 同じように各地で調査をしていることを知った研究者が、市に対して情報提供の協力を求めてきた場合、どこまで情報提供すると考えていますか。

(所管課) 共同でやっているほかの 36 都市の結果は横並びで見られます。その他に類似のということですか。

(糠塚委員) 類似というより、結果そのものです。この研究は、各市同士で行っているわけですが、それ以外の方が別の視点からそういったデータを使って研究したいという申出がある場合、それに対して協力しますか。税金を使った調査ですので、市やそれに参加したところだけが利用できるのですか。

(所管課) この調査は厚生労働省の補助事業です。前回の調査結果としては、細かいところは掲載されていませんが、「このような傾向が出ている」ということは、厚生労働省のホームページに掲載され、全国的な活用がされています。今回、市の情報を提供するかについては、共同研究者との調整も必要かとも考えています。

全部オープンデータになっているわけではないので、そのような要望に対する対応は、個別に共同研究者とも相談しながら判断することになると思います。

(糠塚委員) この事業をしていること自体は、いろいろなところに掲載されるので分かるわけですね。そこで調査を行っていることを知ることができるのですから、そのような要望がないわけではないかなと思います。

(加島委員) 共同研究者が変更になったのは、厚生労働省側の指示ですか。

(所管課) 前回の共同研究者も今回のプロジェクトに入っているのですが、研究体制側の協議で変更になりました。

(加島委員) 前回の共同研究者が全く抜けてしまったわけではないのでしょうか。

(所管課) そうではないです。今回の共同研究者のほか、複数の大学が参加します。

(加島委員) 大学にも個人データはいくわけですね。

(所管課) 個人データの作業をするというよりは、研究者と成果を共有して分析するということです。直接、個人情報のやり取りをしてこの調査をするのは、共同研究者から委託先への流れの中でやります。他の大学の先生方とは、その成果を共有する中で分析します。

(小嶋会長職務代理者) 横浜市がこの研究に参加することで、その成果を横浜市の事業計画の策定に活用するということですが、全国のデータを分析することだけでなく、横浜市は横浜市のデータを分析することも必要だと思います。その辺りはこの共同研究ではやっているのでしょうか。

(所管課) はい、横浜市の研究結果としての報告をもらいます。また、138 ある地域包括支援センターの区域ごとの結果という形でももらいます。

(小嶋会長職務代理者) そうですか。地域ごとの比較ということですね。

(所管課) はい。

(新田委員) 調査対象者は前回は 7,500 人で、今回は 1 万 3,000 人となっています。前回調査では、どのくらいの回収率があったのでしょうか。

(所管課) 前は64パーセントでした。

(新田委員) 64パーセントでも、前に出した7,500人には同じように出すのですか。

(所管課) 出します。

(新田委員) 新規の対象者は5,000人ぐらいですか。

(所管課) 新規の対象者は1万3,000人です。

(新田委員) 1万3,000人にプラス7,500人ですか。

(所管課) そうです。

(新田委員) 分かりました。

(中村委員) 調査票バージョンAの間19というのは、いわゆる虐待についての質問ですよ。

(所管課) そうですね。

(中村委員) このような情報が個人と結び付けられて把握されるわけですよね。こういう情報が利用されることはないのでしょうか。

(所管課) この調査票自体には個人情報には付かず、暗号化された番号のみしか記載されていないので、個人の特定はされません。

(清野委員) 電子計算機処理の開始における取り扱う個人情報について、対象者1の新規の調査対象者と比べると、対象者2の継続調査対象者は調査項目がたくさんあります。新規の人の回答内容は電子計算機処理をしないということでしょうか。

(所管課) 継続の対象者は、継続調査なので、この3年間でどのぐらい変化があったのかということと、過去6年間、介護度がどう変化しているかを見るために、個人情報の種類が増えています。新規の対象者よりも認定情報を6年間さかのぼって見ているので増えています。

(事務局) この箇所は調査の内容というよりも、電子計算機処理で市の職員がどういう情報を扱うかということです。共同研究者に渡す対象者のデータの内容になります。もともと回答内容等は識別性のある個人情報ではありません。継続の調査対象者の欄に、回答の有無以降、認定申請日等の情報がたくさん入っていますが、これは追跡調査をやるということで、この3年間に介護認定を受けたか受けていないかも含めて対象者のデータを渡すということです。

(清野委員) この箇所で言っているのは、市が電子計算機処理するかしらないかという話ですか。

(事務局) そうです。

(清野委員) では、委託業者にはその内容が渡るけれども、この段階で市は回答の内容については電子計算機処理しないということによろしいですね。

(事務局) ここで言っている電子データというのは、事務の流れに記載している「調査対象者データの作成」という項目があります。このデータの内容になります。

(清野委員) 対象者の属性的なデータということですか。

(事務局) はい。それがこの電子データの個人情報の種類のことです。

(清野委員) そうしますと、継続対象者の回答に関する項目の部分は、今回

得られたデータではなく、過去のデータと考えていいですか。

(所管課) 今回の回答の有無ですね。

(清野委員) そうしますと、新規対象者についても今回の回答があるのではないですか。一致しないとおかしいので、どちらかだと思います。

(所管課) 「回答の有無」という項目は、新規と継続の対象者両方に入っています。

(清野委員) 回答の中身はどのようになっていますか。

(所管課) 中身は、個人情報とひも付けした形での提供はしないのですが。

(清野委員) この継続対象者の「回答の有無」という項目以降は、過去の回答ということですか。

(所管課) 回答の内容ではないです。その人の属性の中身というか、その人が過去に介護認定を受けているか、自立度がどうであるかなどその人に属する情報です。

(清野委員) それは既に市が持っている情報ですか。

(所管課) はい、持っています。

(清野委員) 今回の回答内容から抽出している情報ではないですか。

(所管課) そうではないです。

(清野委員) 「回答の有無」という項目の記載の位置が、分かりづらいです。

(所管課) そうですね。「回答の有無」は回答の内容ではないです。

「回答の有無」というのは、認定申請日等とは関係ないので、意味としては項目の一番最後ですね。

(小嶋会長職務代理者) 確認ですが、「回答の有無」というのは、何の回答の有無ですか。

(所管課) 今回の調査に回答されているかどうか、調査票を送って、その方の回答が戻ってきたかどうかという情報です。回答の中身のことは指していません。

(所管課) この回答の有無をもとにお礼状と督促状を送ります。

(清野委員) 「回答の有無」より前に記載の項目は、把握している属性ということですね。

(所管課) はい。

(糠塚委員) データはエクセルファイルにパスワードを設定した上で、CD等の記録媒体に保存して、市庁舎で共同研究者の担当者に手渡しすると書いてあります。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 共同研究者の担当者はそれを持ち帰るわけです。通常、その手渡されたものをどうやって運ぶかまで記載していますが、共同研究者の個人情報保護管理体制に運搬方法が書いていません。運搬方法について記載してもいいのかなと思います。

(所管課) 分かりました。

(事務局) 「共同研究者に手渡し」というところは、実際は共同研究者の委託者が受け取ることになります。共同研究者委託先個人情報管理体制に、個人情報の運搬方法に記載があります。

(糠塚委員) ゆうパックと手渡しは随分違います。

(所管課) ほかの市町村が行う場合はゆうパックも選択肢としてあると聞いていますが、本市では手渡しです。

(糠塚委員) 市庁舎内で手渡しすると、そこから先がどうなるのかが心配になります。例えば、他の所管課は「鍵のかかったものに入れて運ぶ」など書いているので、それに匹敵するものを書いておいたほうがいいです。

(所管課) はい、分かりました。それは追記します。

(小嶋会長職務代理者) その辺りの確認をして記載をお願いします。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) ほかにご質問がないようなので、案件4を承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは、了承いたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業仮設店舗管理事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 青葉区版情報伝達システムの運用開始

(3) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告

ア 夏休みボランティア体験講座「はあとdeボランティア」・小学校5・6年生向けプレコース

イ 子育て支援員研修事業の事務

(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (18件)

(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (9件)

(6) 個人情報ファイル簿変更届出書 (2件)

4 その他

(1) 平成28年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について

(2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年7月23日～平成28年9月23日)

(3) その他

(小嶋会長職務代理者) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず、「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただき、という形をお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまのご説明について、何かございますか。

特にご質問がなければ了承するということでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(小嶋会長職務代理者) それでは、了承といたします。

次に、「4 その他」に移ります。「(1) 平成28年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。

(加島委員長) 資料はないのですが、口頭で報告します。

平成28年7月6日(水)午前9時半から午後4時半まで実地調査を行いました。調査施設は、教育委員会事務局中央図書館と山内図書館です。

この二つである理由は、中央図書館は横浜市立図書館の全体を統括する館であること、山内図書館は、本市で唯一、指定管理者により運営されている館であることから両館を選定をしました。

実地調査の内容は、図書館で扱っている個人情報の所在確認、個人情報取扱状況、個人情報を取り扱う業務システム、所管課による指定管理者に対する指導・監督について実施しました。

結果は、個人情報取扱事務はおおむね適正に行われていましたが、一部に改善を要するもの等が見受けられました。また、個人情報を記載した紙の保管場所の鍵について、職員であれば誰でも利用が可能となっていたため、鍵の使用者について記録を保管する必要があると感じました。

それから、指定管理については、指定管理者独自でリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえてセキュリティゾーンを設定するなど、リスク低減のための取組について確認できました。どちらかという指定管理者のほうがきちんとしているところがありました。せっかくいい点があるので、それをほかの館でも採用したらどうかというような話にもなりました。

今後の予定は、11月に第三者評価委員会から審議会に実地調査報告書を提出する予定です。その後、12月に審議会から市長に実地調査報告書を提出する予定です。

(小嶋会長職務代理者) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(清野委員) 非常に興味深い話でした。指定管理者のほうがしっかりしたリスクマネジメントをしているということでしたが、そこをどの程度市が使えるのかは、企業が持っているノウハウに関わります。その辺りは課題なのか、それとも、気前よく教えてもらえるのでしょうか。

(加島委員長) 恐らく、我々が見た感じのものは使えると思います。今回実地調査を行った指定管理者は管理能力や体制をいろいろ持っていて、それに基づいた研修計画やリスクエリアを決めています。ノウハウとして外に出さないといったような問題ではない気がします。

(清野委員) 一般的に想定できるもので参考になるということは、他のところが一般的に想定できるものが欠けていたかもしれないという感じでしょうか。

(加島委員長) やっていないということではないでしょうが、民間企業のほうが徹底されていて、しっかりしているなということです。

(糠塚委員) 教育委員会の事務局にも行ったそうですが、特に気づいた点はなかったですか。

(加島委員長) 事務局の中を見たわけではなく、中央図書館を見たということです。

(糠塚委員) 教育委員会所管の中での図書館を見たという意味ですか。

(加島委員) そういう意味です。教育委員会そのものは見ていません。

(小嶋会長職務代理者) ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(5) 【案件 5】 是正の申出に係る処理案について

(6) 【案件 6】 是正の申出に係る処理案について

水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額の減免制度における基本料金減免適用者一覧表記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

(7) 【案件 7】 是正の申出に係る処理案について

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく援護金の請求における同項第 2 号の入院期間等の証明書記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

(8) 【案件 8】 是正の申出に係る処理案について

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第 5 条第 1 項第 1 号住民票の写し及び同項第 2 号世帯全員の市・県民税の課税証明書記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】

(事務局) 資料により、是正制度の概要及びその処理の流れについて説明。
(所管課) 資料により、是正の申出に対する処理案について説明。

<所管課の説明について所管課に対する質疑及び審議を行い、以下のとおり決定>

■ 処理案に関する説明等を踏まえ、次回、答申案等について検討する。

(小嶋会長職務代理者) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、次回は10月26日水曜日午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催となります。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(小嶋会長職務代理者) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】	
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第147回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第147回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は平成28年10月26日（水）午後2時から開催予定

本会議録は平成28年10月26日第148回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
